

吉祥寺共同集配システム検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 吉祥寺駅周辺地区において歩行者中心のまちづくりを行うため、地元関係者との協働のうえで、吉祥寺駅周辺地区への物品の集配を目的として進入する車両の台数を削減することを目的とした共同集配、集配ルール等の検討を行う吉祥寺共同集配システム検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 共同集配システムに関すること。
- (2) 集配ルールに関すること。
- (3) 共同集配を実施した後の人を中心とした憩いの空間整備のイメージに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は市長の指名による。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員会の設置期間は、平成19年3月31日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬等は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）の規定により、市長が定める。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、都市整備部吉祥寺まちづくり事務所が行う。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年2月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

氏 名	職
石田 宏之	豊橋創造大学経営情報学部教授
森 浩	株式会社三菱総合研究所社会システム研究本部主席研究員
小峰 明	東京都環境局自動車公害対策部交通量対策課長
齋藤 敏	東京都都市整備局都市基盤部交通企画課副参事
花田 健司	警視庁交通部交通規制課課長代理交通技術担当
柳澤 幸弘	警視庁交通部駐車対策課課長代理駐車対策担当
三木 康正	警視庁武蔵野警察署交通課長
塚本 真史	吉祥寺駅周辺交通問題協議会荷捌き対策小委員会委員長
寺岡 芳雄	吉祥寺駅周辺交通問題協議会荷捌き対策小委員会副委員長
前田 秀樹	吉祥寺活性化協議会交通対策委員会委員長

徳竹 康憲	武蔵野商工会議所総合交通対策委員会委員長
松崎 宏則	社団法人全日本トラック協会企画部長
福澤 吉矩	社団法人東京都トラック協会常務理事
橋本登久一	社団法人東京都トラック協会多摩支部第1地区地区長
松永 正大	東京路線トラック協議会常務理事
長澤 博暁	環境生活部長
井上 良一	都市整備部長